

介護保険事業所の新規指定申請に係る建築部局及び消防署との協議メモ

この度、株式会社〇〇が開設する通所介護事業所△△については、民家を改修して、事業を行います。

都市計画法については、 年 月 日に、□□市役所開発指導課（担当：●●氏）において協議のところ、市街化区域で×××地域のため、手続は不要との回答を受けました。

建築基準法については、 年 月 日に、□□市役所建築指導課（担当：●●氏）において協議のところ、通所介護事業の用途として使用する延べ床面積が、100㎡未満のため、手続は不要との回答を受けました。

消防法令については、 年 月 日に、◇◇消防署防災予防課（担当：●●氏）において協議のところ、手続は不要であるが、防火カーテンへの変更、誘導灯の設置について指示を受けましたので、事業開始までに対応します。

年 月 日

開設者 所 在 地
 名 称
 代表者氏名

印